

ぶんだ会計通信

■行くぜ！『インボイス制度』■

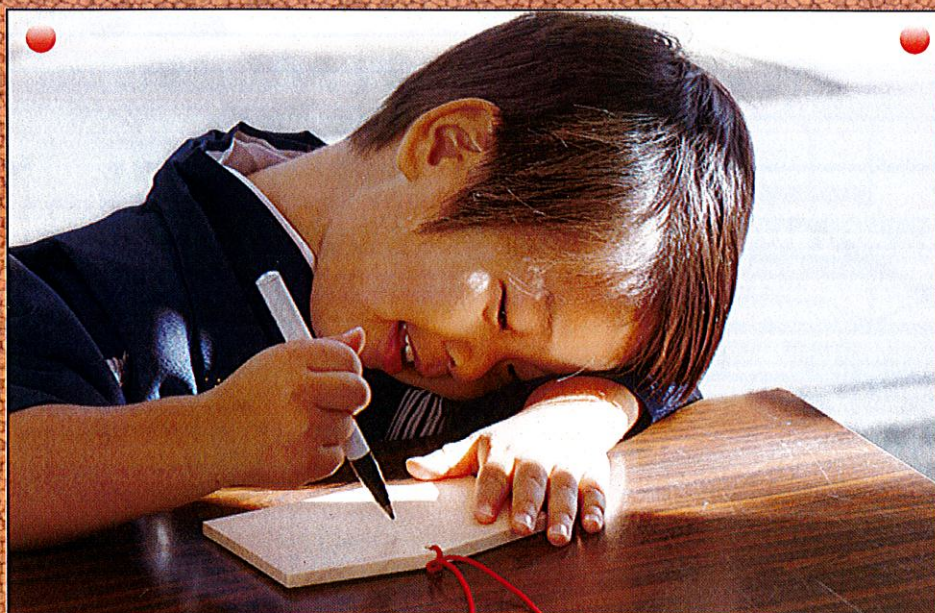
「インボイス制度」導入までとうとう1年を切りました。色々と調べてるうちに予想以上に準備が必要なことが見えてきました。

そこで、今回号を含め数回にわたり「インボイス制度」について、どのような対応を自社などで行う必要があるのかを、今回は**売り手側視点**で確認していきます。

令和4年

11&12月号

No.66



来たる令和5年10月導入！インボイス制度に向けて（Part.1）

—まずは、基礎知識の確認から—

① 「インボイス制度」とは？

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、複数税率に対応するために、**令和5年10月1日から導入**される“仕入税額控除の方式”の方式です。

「複数税率に対応であれば現行の“区分記載請求書等保存方式”のままでもよいのでは？」と思うのではないのでしょうか？

ですが、「インボイス制度」が始まる前に、軽減税率と10%の2つの税率が導入され、現行の1つ前「請求書等方式」を維持しつつ、2つの税率の区分をするための経過措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されました。つまり、「**請求書等方式**」と「**インボイス制度**」の**中継ぎ的な役割**で導入されました。

「③修正した適格請求書の交付」について、現行の「区分記載請求書等保存方式」では、必要事項が記載されていない請求書を渡した場合、一定の項目について買い手側で追記が可能でしたが、「インボイス制度」の場合は買い手側で追記や修正を一切行うことができないため、誤りがあった場合、売り手側は改めて修正した適格請求書を交付する必要があります。また、修正前の適格請求書についても保存する必要があるため破棄しないよう注意しましょう。

「④写しの保存」について、交付した適格請求書等の写しについて、**交付した日又は提供した日の属する課税期間の確定申告期限から7年間保存する必要があります。**

④ 適格請求書(インボイス)の記載内容は？

「適格請求書」は現行の「区分記載請求書」に新たに3つ(赤文字の箇所)記載事項が増えます。

適格請求書(記載例)

- 〈適格請求書の記載事項〉
- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④税ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株) 登録番号 T 012345...
(株)〇〇御中 ← ⑥	11月分 131,200円	① ××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
② 11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
④ 10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		⑤ * 軽減税率対象

また、右の適格請求書のように販売する商品が軽減税率の対象とならないもののみであれば「軽減対象資産の譲渡である旨」の記載は不要です。

ただし、インボイスの新たな記載事項である適用税率(10%)や消費税額等の記載が必要ですので忘れずに記載しましょう。

「8%対象 0円(消費税0円)」といった記載は不要です。

請求書		
(株)〇〇御中	XX年11月30日	
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,500円
11/3	花瓶	4,400円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
		△△商事(株) 登録番号 T 1234567890123

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

